

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 13 号

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 29 年鴨川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。